

公益財団法人日本自動車輸送技術協会評議員名簿

平成29年6月2日

氏 名	勤 務 先 ・ 役 職
伊 藤 眞喜夫	株式会社日通総合研究所 常務取締役
伊 藤 隆 二	関東バス株式会社 取締役
岩 田 邦 男	軽自動車検査協会 監事
大 澤 永 一	前 一般財団法人自動車検査登録情報協会 理事
神 谷 俊 広	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 理事長
川奈部 隆 之	UDトラックス株式会社 アフターマーケット フィールドサービス ディレクター
古 後 秀 典	ブリヂストンタイヤジャパン株式会社 執行役員 技術サービス本部長
齋 藤 健	一般社団法人バス I C カード協会 理事長
佐々木 充	日野自動車株式会社 TS推進部 サービス部 室長
長谷川 哲 男	日産自動車株式会社 企画・先行技術開発本部 環境・安全技術渉外部 部長
安 原 敬 裕	一般財団法人関東陸運振興センター 理事長
山 崎 一 則	いすゞ自動車首都圏株式会社 サービス部 部長

(五十音順)

公益財団法人日本自動車輸送技術協会役員名簿

平成29年6月2日

役 職	氏 名	区 分	勤 務 先 ・ 役 職
会 長	下 平 隆	非常勤	公益財団法人日本自動車輸送技術協会
副 会 長	秋 田 進	非常勤	日本通運株式会社 取締役常務執行役員
理 事	福 田 靖	非常勤	ヤマト運輸株式会社 ネットワーク戦略部 部長
理 事	平 位 武	非常勤	京浜急行バス株式会社 取締役社長（代表取締役）
理 事	深 谷 隆 志	非常勤	いすゞ自動車株式会社 市場品質技術部 部長
理 事	檜 根 喜 久	非常勤	トヨタ自動車株式会社 東京技術部長
理 事	木 場 宣 行	非常勤	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 専務理事
理 事	柳 田 昌 宏	非常勤	株式会社バンザイ 代表取締役社長
理 事	岡 本 真	非常勤	マツダ株式会社 R&D技術管理本部 開発調査部 部長
専務理事	向 良 一	常 勤	公益財団法人日本自動車輸送技術協会
理 事	小 池 一 司	常 勤	公益財団法人日本自動車輸送技術協会
監 事	永 島 公 朗	非常勤	公認会計士
監 事	大 山 喜佐男	非常勤	株式会社イヤサカ 代表取締役社長

(順不同)

公益財団法人日本自動車輸送技術協会会長選考経過・任命理由

当協会の使命は、自動車の適正使用に関する調査研究、自動車の安全・環境に関する調査研究・試験等により自動車輸送の総合的な発達に寄与するとともに、自動車の基準・認証制度に関する国際的な調査研究・技術協力等により自動車に関する国際化を推進することにある。

そうした組織にあつて、本ポストには、そのミッションとして、調査研究・試験等を中立・公正に実施する法人の長として、関係機関と連絡調整を図りながら、業務の適正な実施と経営の安定を図るという観点から会務を総理することが求められる。

会長の選考に当たっては、評議員会において下平 隆氏を理事に選任し、その後、理事の互選により会長に選任したところである。

任命理由は、国等の公的機関及び民間法人において組織のトップマネジメントの経験を有し、自動車関連分野に関する幅広い知見を有するとともに、公益的な業務を遂行できる高い倫理観を有するなど、理事に必要とされる能力、経験が十分にあり、かつ、当協会の経営運営改革を実施するという明確な目的意識と情熱を持つことなどにより、評議員会及び理事会において本ポストに相応しいと判断されたことによるものである。特に同人は、当協会の業務に関する知識・能力に優れ、当協会の副会長としての活動実績に加えて、自動車関係団体において業務改革等を推進してきた実績を有するという強みをもっており、会長に適任と認められることによるものである。

公益財団法人日本自動車輸送技術協会専務理事選考経過・任命理由

当協会の使命は、自動車の適正使用に関する調査研究、自動車の安全・環境に関する調査研究・試験等により自動車輸送の総合的な発達に寄与するとともに、自動車の基準・認証制度に関する国際的な調査研究・技術協力等により自動車に関する国際化を推進することにある。

そうした組織にあつて、本ポストには、そのミッションとして、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、関係機関と連絡調整を図りながら、適正に組織管理、業務運営等を行うとともに、経営の安定を図っていくことが求められる。

専務理事の選考に当たっては、評議員会において向 良一氏を理事に選任し、その後、理事の互選により専務理事に選任したところである。

任命理由は、国等の公的機関及び民間法人において組織のマネジメントの経験を有し、自動車関連分野に関する幅広い知見を有するとともに、中立・公正な立場から業務を遂行できる高い倫理観を有するなど、理事に必要とされる能力、経験が十分にあり、かつ、当協会の経営運営改革を実施するという明確な目的意識と情熱を持つことなどにより、評議員会及び理事会において本ポストに相応しいと判断されたことによるものである。特に同人は、専務理事に必要な事務・技術に関する知識・能力に優れ、当協会の業務内容を熟知するとともに、当協会の業務改革等を推進してきた実績を有するという強みをもっており、専務理事に適任と認められることによるものである。